

## 「健康かとり 2 1（第 2 次）（素案）」に対する パブリックコメントの実施結果について

「健康かとり 2 1（第 2 次）（素案）」について実施したパブリックコメントの結果について、次のとおり報告いたします。

貴重なご意見をお寄せいただき有難うございました。

### 1. 意見募集の結果概要

施 策 名	健康かとり 2 1（第 2 次）（素案）
意見の募集期間	平成 2 9 年 2 月 2 0 日～平成 2 9 年 3 月 2 1 日
意 見 の 件 数	提出者数： 2 名 意見件数： 1 1 件
意見への対応等	意見を参考に案を修正したもの： 0 件

### 2. 意見の内容及び意見に対する市の考え方

1	食の正しい知識について、園児・児童・生徒に対して食材、商品等を正しく選択できる力を身につけるための体験等を実施する。	分野 1 栄養・食生活の施策の方向 2 の市の取り組みで「市民が食品の安全性や衛生についての学習の場の拡充を図る」としており、食材、商品等を正しく選択できる力を身につけるための体験等の実施についても、この取り組みの中で実施していきたいと考えます。	無
2	正しい食習慣について、食事の食べ合わせの情報提供をする。また、学校等で栄養が増す調理方法を学習する。	分野 1 栄養・食生活の施策の方向 1 の市の取り組みで「食に関するアドバイスや知識を提供する」としており、食事の食べ合わせの情報提供については、この取り組みの中で実施していきたいと考えます。 また、学校等で効果的に栄養を摂取できる調理方法の学習につきましても、市の取り組みの中で「学校給食と連携した食育の推進」及び「学校給食を通じて、栄養バランスや正しい食習慣を学ぶ」としており、この取り組みの中で実施していきたいと考えます。	無

3	子どもたちが自分で弁当を作り学校に持っていく「弁当の日」を制定してはどうか。	「弁当の日」の制定につきましては、分野1 栄養・食生活の施策の方向1の市の取り組みで「学校給食と連携して食育を推進する」としており、食への関心を高め、自分で食事を作る力を培う取り組みを実施したいと考えます。	無
4	地域の企業（スーパー等）と連携して減塩プロジェクトを実施する。	分野1 栄養・食生活の施策の方向1の重点的取り組みで「生活習慣病の予防及び改善につながる知識を提供し、正しい食習慣が身につくよう指導する」としており、減塩に関する取り組みについても重点的取り組みとして検討していきたいと考えます。	無
5	喫煙、受動喫煙のタバコに非燃焼の加熱式タバコ等の新型タバコも含めることが必要です。	分野4 たばこ・アルコール・生活習慣病・歯と口腔・がん予防の施策の方向9の重点的取り組みで「たばこの健康被害についての普及啓発に努める」としており、取り組みの中で加熱式たばこ等を含めた普及啓発を実施していきたいと考えます。	無
6	管轄内公共的施設・場所の屋内全面禁煙の自主的实施が望まれるので、庁舎内、出先や関係機関等の「敷地内及び屋内全面禁煙」の周知徹底をする。	公共的施設の禁煙につきましては、すでに庁舎及び出先機関は、屋内全面禁煙としています。	無
7	受動喫煙の危害防止について、公共性の高い施設において、子ども・妊産婦を守ることを最優先に全面禁煙ルールを確立して順次広げていくことや、幼稚園や小中学校などの保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等を行う必要があります。	学校、幼稚園及び保育所については、敷地内全面禁煙としており、その他の公共施設についても屋内全面禁煙としています。 保護者への禁煙促進につきましては、分野4 たばこ・アルコール・生活習慣病・歯と口腔・がん予防の施策の方向9の市の取り組み「未成年者の喫煙防止教育の推進」に併せて働きかけをしていきたいと考えます。	無
8	子ども・青少年の喫煙防止とともに、親や妊産婦・家族が喫煙している場合は、禁煙を促す抜本的施策などが必要です。	子ども・青少年及び親や妊産婦・家族の喫煙防止については、分野4 たばこ・アルコール・生活習慣病・歯と口腔・がん予防の施策の方向9のそれぞれの取り組みの中で、禁煙を促す施策を実施していきたいと考えます。	無

9	<p>「分煙」では煙は必ず漏れます。公共施設や飲食店・職場等や家庭内で、全面禁煙の徹底・推奨をよろしくをお願いします。</p>	<p>公共施設、飲食店、職場及び家庭内等での、全面禁煙の推奨については、分野4 たばこ・アルコール・生活習慣病・歯と口腔・がん予防の施策の方向9の市の取り組み「たばこを吸わない人の保護のために、受動喫煙に対する影響を減少させる環境づくりに取り組む」の中で取り組んでいきたいと考えます。</p>	無
10	<p>禁煙サポートの推進で、特定健診やがん検診等の場合は40歳以上のため、より若い20歳前～30歳代・未成年者への禁煙サポートに重点を置いたやり方が求められています。</p>	<p>早期健康診査(20歳～39歳)及び分野4 たばこ・アルコール・生活習慣病・歯と口腔・がん予防の施策の方向9の市の取り組み「未成年者の喫煙防止教育の推進」の中で禁煙サポートに取り組んでいきたいと考えます。</p>	無
11	<p>歯周病だけでなく、口内炎や舌がん、食道がんなども喫煙・受動喫煙と因果関係が多々あることから、これらを強調した啓発と対策も重要です。</p>	<p>分野4 たばこ・アルコール・生活習慣病・歯と口腔・がん予防の施策の方向6及び施策の方向8の取り組みを実施する際には、喫煙・受動喫煙に対する影響等を強調するような取り組みを実施したいと考えます。</p>	無

### 3. 問合わせ先

健康づくり課

TEL 0478-50-1235 / FAX 0478-54-7462